

自分のためにも 家族のためにも 国民健康保険は 万一のときの大切な制度です



国民健康保険は、病気等になった場合にみんなで助け合おうという制度です。
現在の国民健康保険の加入状況、医療費の状況等についてお知らせします。

医療費の自己負担割合

対象年齢	0～6歳 (小学校入学前)	7～69歳	70～74歳
自己負担割合	2割	3割	1割 (現役並み所得者は3割)



山梨県老人医療費支給制度に該当する方は「老人医療費受給者証」が、また70～74歳の方には「高齢受給者証」が、保険証とは別に交付されますので、保険証と一緒に必ず医療機関に提示してください。

重度医療・ひとり親家庭医療・子ども医療費の各助成制度の受給者証をお持ちの方は、保険証と一緒に医療機関に提示してください。保険適用分については、自己負担が窓口で無料となります。

国保加入の状況

加入世帯数・被保険者数の割合は、年度ごとの増減は少なく、市全体のそれぞれ約37%と約26%を占めています。また、年齢別にみると、60歳以上の加入者数が増加傾向にあります。

(年度末)

(年度末)

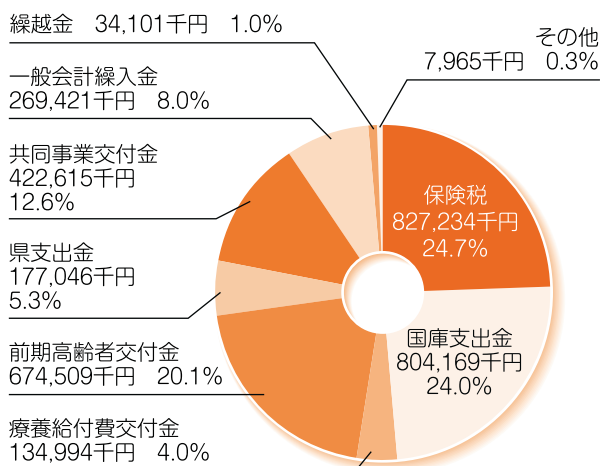
項目		22年度	23年度	24年度
市全体	世帯数(世帯)	12,429	12,355	12,383
	人口(人)	31,990	31,679	31,342
国保	世帯数(世帯)	4,620	4,631	4,695
	被保険者数(人)	8,321	8,236	8,267
加入割合	世帯(%)	37.17	37.48	37.91
	人数(%)	26.01	26.00	26.38

年齢別		22年度	23年度	24年度
0～19歳	人数(人)	1,104	1,027	1,004
	構成比(%)	13.3	12.5	12.2
20～39歳	人数(人)	1,308	1,272	1,293
	構成比(%)	15.7	15.4	15.6
40～59歳	人数(人)	1,955	1,911	1,860
	構成比(%)	23.5	23.2	22.5
60～74歳	人数(人)	3,954	4,026	4,110
	構成比(%)	47.5	48.9	49.7
合計	人数(人)	8,321	8,236	8,267

国保会計収支決算の状況

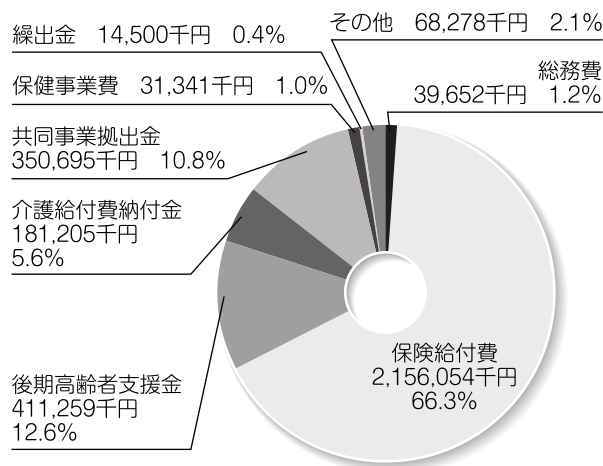
歳入では、保険税が全体の1/4を占めており、国保会計の基礎となる最も大切な財源です。このほか、保険給付費や後期高齢者支援金等の財源となる国・県支出金、社会保険診療報酬支払基金からの前期高齢者交付金等が大きな割合を占めています。

平成24年度 歳入 33億5,205万4千円



歳出では、保険給付費が前年より2.2%増加し、全体の2/3を占めています。このほか、後期高齢者医療制度の運営を支援するための後期高齢者支援金、県内市町村国保で共同事業を行うための共同事業拠出金等が大きな割合を占めています。

平成24年度 歳出 32億5,298万4千円



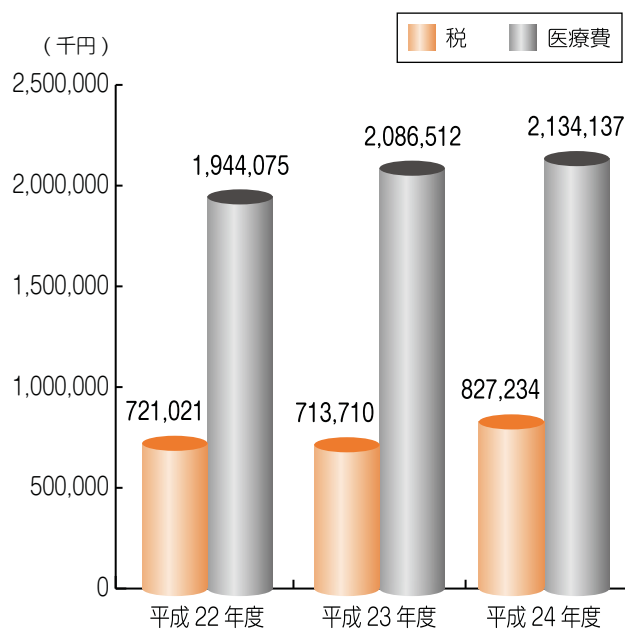
保険税と医療費の推移

年々増加する医療費の財源となる保険税については、平成24年度に税率改定を行い、前年度に比べ約1億円(15.9%)の増となりました。

また、医療費は、受診件数や高度な医療の増加により、前年度に比べ約4,700万円(2.3%)の増となりました。

国保に加入している皆さんが医療機関などにかかったとき、医療費の一部負担金(1~3割)を支払いますが、残り(7~9割)は、皆さんが納める保険税等により医療機関に支払われています。国保に加入している方は、「給付(診療)を受ける権利」があると同時に、「保険税を支払う義務」があります。保険税は必ず納期限までに納めましょう。なお、納付が困難な方は、保険税を滞納する前にご相談ください。

また、健康診断の受診による早期発見・早期治療や、ジェネリック医薬品の活用により、医療費の削減に努めましょう。



医療費負担を少しでも軽く！家計にやさしいジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品とは、新薬と同一の有効成分を含み効能、効果が原則的に新薬と同等と認められる後発医薬品のことです。ジェネリック医薬品は新薬で既に治験済みの有効成分を使うため、開発に要する経費・期間が少なくなります。このため新薬より製造原価が安価になり約3~5割程度ですみますので、窓口でのお支払いも安くなります。

平成24年度からジェネリック医薬品に変更した場合、大幅な差額が見込まれる方に対し、通知をお送りしています。すべての病気の治療薬にジェネリック医薬品があるわけではありませんが、医師や薬剤師に相談のうえジェネリック医薬品を選び、医療費の節約に役立ててください。

保険税、一部負担金の減免・軽減

火災や風水害、疾病や負傷等で収入が著しく減少したなど、特別な事情により保険税の納付が困難となったときは、基準により保険税の減免を受けることができます。また、平成21年3月31日以降に、倒産・解雇・雇い止めなどにより離職された国保加入者は、保険税の軽減を受けることができます。

なお、特別な事情により生活が困窮し、医療費の自己負担額の支払いが困難となったときは、自己負担額の減額、免除、徴収猶予等を受けることができます。

いずれの場合も申請が必要ですので、お問い合わせください。

国保医療担当によくある質問 Q & A

Q 会社の健康保険に加入していましたが、会社をやめて保険証を返却しました。届け出が必要ですか？

A はい、喪失と同様に国保の加入の手続きが必要になります。

会社では、国保の加入手続きは行ってくれませんので、ご自身で**必ず14日以内に届け出**をしてください。

***持ち物**

会社の保険を喪失した証明書
(被扶養者だった人の分も記載のあるもの)

Q 国保に加入していましたが、会社の健康保険に加入しました。届け出が必要ですか？

A はい、国保の資格喪失の手続きが必要になります。

会社では、国保の資格喪失の手続きは行ってくれませんので、会社の健康保険などに加入した日の翌日から14日以内に、ご自身で届出を行ってください。

***持ち物**

・社会保険に加入した方全員の保険証
・国保の保険証

※届け出をしないと、国保税が継続してかかってしまいます。

また、国保で医療機関にかかった場合には、かかった医療費を返還していただく場合があります。



Q 国保税が年金から天引きされなくなったのはどうして？

A 国保税が年金から天引きされるのは、次の要件のすべてに当てはまる世帯の世帯主です。

- ・世帯主が国保に加入しており、世帯内の国保加入者全員が65歳以上である。
- ・世帯主が年額18万円以上の年金を受給し、介護保険料を特別徴収されている。
- ・世帯主の国保税と介護保険料の合計額が介護保険料を特別徴収されている年金額の1/2を超えていない。

先の要件に該当しなくなった場合や、年度の途中で75歳に到達される方がいる場合は、その年度の国保税は納付書により納めていただきます。

また、その年の2月の年金から国保税が天引きされなかった場合、その年度の保険税の一部は納付書で納めていただきます。納税通知書に普通徴収(納付書及び口座振替で納付)か特別徴収(年金から天引き)の記載がありますので確認いただき、納付書が同封されている場合には、お手数ですが、最寄りの金融機関、コンビニエンスストアで納付をお願いします。

Q 年度途中で加入したり、やめたりした人の保険税ってどうなるの？

A 退職して会社の健康保険の資格が無い方や、他市町村から転入してきた方で健康保険に加入していない方は、退職した日の翌日または転入した日から、国民健康保険の被保険者となりますので、**必ず14日以内に加入手続きをしてください。**

この場合、保険税は、被保険者となった日から月割りで算定されます。(加入した月には課税されますが、資格を喪失した月は課税されません)

また、被保険者間の負担の公平を図るため、加入届が遅れた場合、最大3年間分さかのぼって保険税を支払っていただきます。